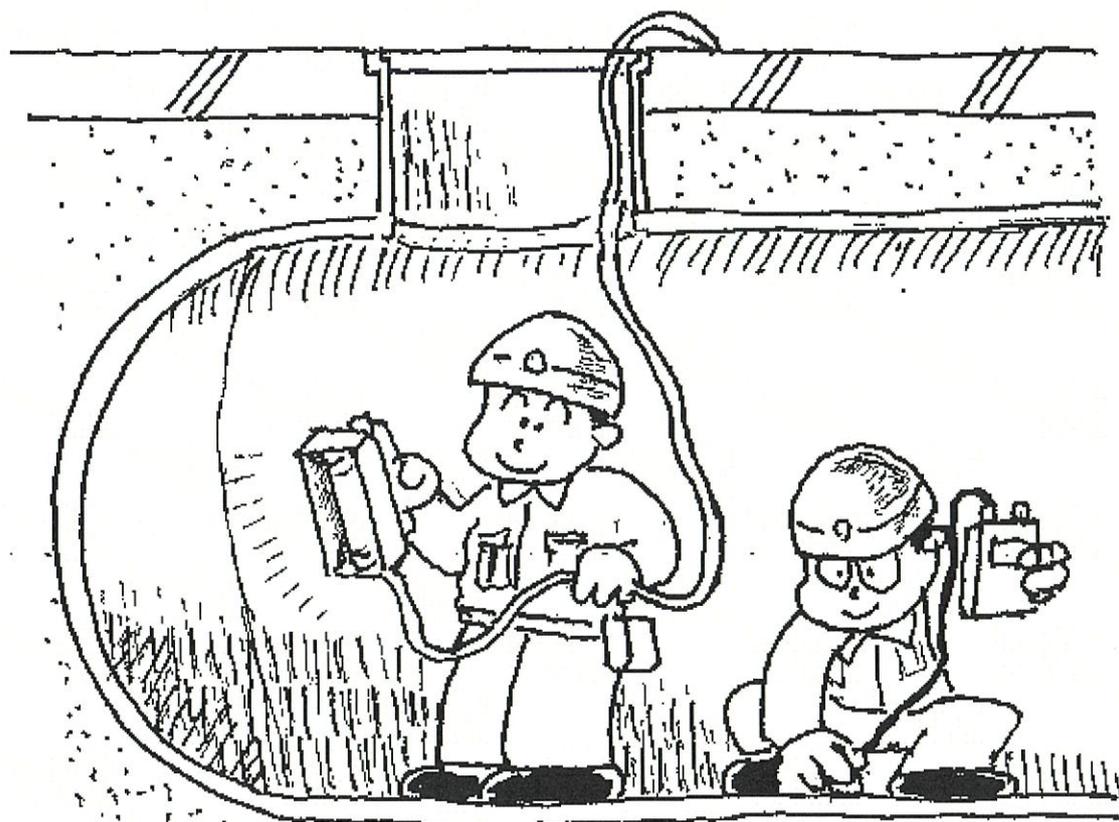


鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工 事業者認定のご案内



 (一財) 全国危険物安全協会

事業者認定を申請する方へ

既に設置されている地下タンクの内面の腐食・防食措置として、地下タンクの内面にFRPライニングを施工することが有効とされており、平成22年6月28日に危険物の規制に関する規則（以下「危規則」という。）が改正され、「腐食の特に高いもの」等として区分し、当該区分に応じて、内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講ずることとし、平成23年2月1日から施行されることとなりました。

しかしながら、そのコーティングが不適切な場合にはかえって腐食を進行させ、また、この工事中に火災等を発生させるおそれがあることから、危規則の改正に併せて「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について（平成22年7月8日付け消防危第144号、以下「運用基準」という。）が示されました。

一般財団法人全国危険物安全協会（以下「当協会」という。）では、平成19年からFRP内面ライニング工事の適正、かつ、安全な施工の確保を図るため鋼製地下タンクFRP内面ライニング事業者認定（以下「事業者認定」という。）の制度を設け、事業者認定の審査及びFRP内面ライニング実施タンク毎の評価を行っております。

1	事業者認定申請者の要件と認定単位	P2
2	事業者認定の申請	P3
3	ライニング施工を行う作業者の要件	P5
4	賠償責任保険の加入	P5
5	手数料の納入	P5
6	事業者認定の審査	P6
7	事業者認定申請書の受付	P6
8	審査項目	P6
9	認定証等の交付	P7
10	認定事業者の責務	P8

1 事業者認定申請者の要件と認定単位

(1) 事業者認定区分

鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工事業者認定は、原則としてFRPの施工に関し相応の知識、技能と施工実績のある会社で適正、かつ、安全に施工できる会社を次の総合事業者、施工事業者及び管理・監督事業者の3つに区分し、それぞれの区分毎に要件を満たす事業者を対象として認定を行います。

なお、施工事業者又は管理・監督事業者は、単独でFRP内面ライニング施工工事（以下「ライニング施工」という。）を行うことはできませんので、次のとおりとします。

- ① 施工事業者は、運用基準に基づく同じマニュアルで認定を受けた管理・監督事業者又は総合事業者と提携してください。
- ② 管理・監督事業者は、運用基準に基づく同じマニュアルで認定を受けた施工事業者又は総合事業者と提携してください。

ア 総合事業者

既存の鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工に係る事業部門を有し、ライニング施工に関する既存の地下タンクの健全性評価の実施（マンホールが無いタンクの場合はマンホールの設置）から、施工したFRPライニングのピンホール検査まで一連の作業工程について、施工管理、安全管理及び品質管理を行い、かつ、次のイに掲げる内容のライニング施工を実施できる事業者。

イ 施工事業者

ライニング施工を業としており、総合事業者又は管理・監督事業者との提携によりライニング施工を行う事業者で、当該作業に係る資格者、資機材を保有し、運用基準に規定するマニュアルを整備し、適正な施工と安全管理ができる事業者。

ウ 管理・監督事業者

ライニング施工については自社で行わず、上記の総合事業者又は施工事業者との提携により実施する事業者であり、消防機関への届出又はライニング施工に係る安全管理、品質管理及び施工管理を行う事業者。

(2) 認定単位

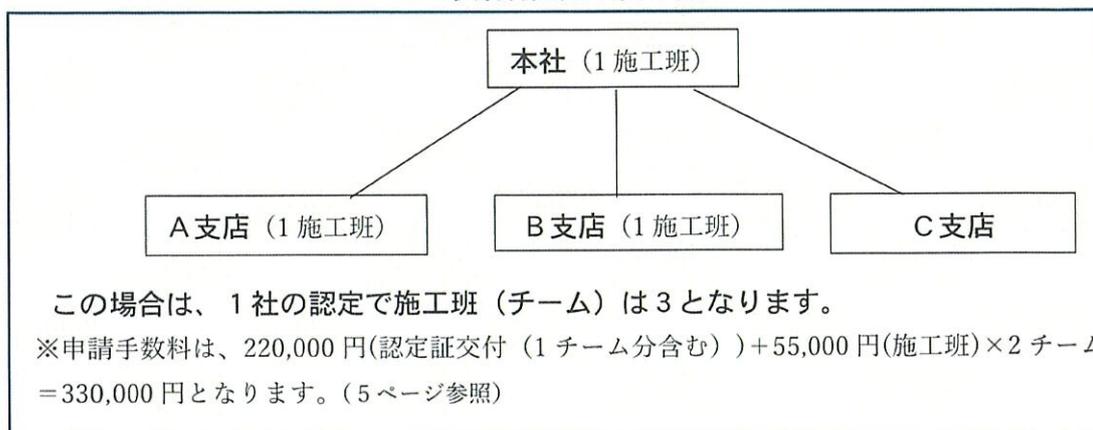
ア 事業者認定は、本社の管理下にある全ての支店及び営業所等を含めて一つの事業者として認定を行います。

イ 認定区分における施工班の取扱いについて

申請事業者は、鋼製地下タンクFRP内面ライニング事業を行う規模等に応じて複数の施工班（チーム）の申請を行うことが出来ます。この場合は、それぞれの認定区分に応じた資格者等が必要となります。

※ 施工班とは、総合、管理・監督若しくは施工を行う班（チーム）のことを言います。

事業者認定単位の例



2 事業者認定の申請

事業者認定は、申請に基づき学識経験者等からなる「鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工事業者認定委員会」（以下「認定委員会」という。）により認定の可否が審査されます。

認定委員会は、申請状況に応じて不定期に開かれます。

なお、申請された事業者に対しては、必要に応じて認定委員会開催前に当協会の担当者が会社訪問等を実施し、適正なライニング施工若しくは施工管理・監督能力等の調査を実施します。

申請手数料は、原則として申請時に振込みしていただきます。

(1) 申請者

事業者認定の申請者は、申請事業者の代表者となります。

(2) 事業者認定申請書に添付する書類

申請書には、次の添付書類が8部（正1部、副7部）必要です。

ア 会社概要

- ・ 本社・支店及び営業所等の所在地並びに案内図
- ・ 会社組織図
- ・ 従業員数
- ・ 資本金
- ・ 主な事業内容

イ ライニング施工実績

- ・ 自社で実施したライニング施工に関する記録写真、記録書類等
- ・ 施工実績が無い事業者の場合は、認定事業者と業務提携して施工した実績記録等

※認定事業者とは、鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工認定事業者のことをいう。（7ページ参照）

ウ FRP内面ライニング実施規程（以下「ライニング実施規程」という。）

- ・ 申請事業者がライニング施工を行う上での事業者の社内体制
- ・ ライニング施工に係わる組織・人員体制
- ・ 資格者の養成
- ・ ライニング施工に係る社員教育体制
- ・ ライニング施工に係る安全管理体制
- ・ 資機材の管理体制（資機材の管理、校正について定めたもの）
- ・ ライニング施工に係る賠償責任保険の加入状況
- ・ 事業者の最高責任者の安全施工表明

エ FRP内面ライニング施工マニュアル

適切にライニング施工する為に次の事項を定めたマニュアルが必要です。

- ・ ライニング施工前の準備、内面のクリーニング、検査等について
- ・ 素地調整要領
- ・ 板厚測定要領及び記録要領
- ・ 完成前検査における気密、耐圧試験要領及び記録要領
- ・ ライニング施工要領
- ・ 成形後のライニングの確認（施工状況、厚さ、ピンホールテスト）
- ・ 記録写真撮影要領
- ・ 工事中の安全対策

オ 使用材料の規格証明および石油類に適合する証明書

カ 資格者名簿および免状のコピー

キ 使用資機材一覧表

ク 事業所の定款（参考）

ケ 最近 1 期の営業実績がわかる財務諸表等（参考）

※注 1 認定に係る審査は本申請書および施工実績に基づき実施します。運用基準別添の内容との適合性に十分配慮してください。

※注 2 施工事業者又は管理・監督事業者の場合は、自らが行わない部分は、それぞれ他の認定事業者との提携により当該認定事業者が作成した「ライニング実施規程」に従うことを明記してください。

※注 3 資格者名簿は、ライニング施工に係る資格、危険物取扱者及び地下タンク等定期点検技術者講習修了者等の資格者の一覧表を作成してください。（資格証の写しを添付）

※注 4 施工を実施する事業所（チーム）が複数の場合は、事務所（チーム）毎に一覧表を作成してください。

※注 5 ライニング施工に係る資格者、地下タンク等定期点検技術者講習修了者及び危険物取扱者は、施工を実施する事務所毎に必ず 2 名以上確保していることが、事業者認定をする上での要件のひとつです。

3 ライニング施工を行う作業者の要件

- (1) ライニング施工を行う作業者の要件は、運用基準第1、2、(2)において「職業能力開発促進法に基づく「2級強化プラスチック成形技能士（手積み積層成形作業）」又はこれと同等以上の知識及び技能を有する者がコーティングの成形及び確認を行うこと」とされています。申請者は、ライニング施工者の氏名及び資格の種類等を記載した一覧表と当該資格証の写しを添付してください。
- (2) 管理・監督事業者として申請する場合は、ライニング施工を管理・監督しますので、作業のための準備が良いか、適切に施工しているか、作業環境は安全かなどを確認し、作業員に対して指示できる知識・能力が必要です。
- (3) 上記の「これと同等以上の知識及び技能について」は、申請に基づき認定委員会で審査し判断します。

4 賠償責任保険の加入

- (1) ライニング施工の実施により、危険物施設の設置者等に損害を与えた場合、損害賠償能力のあることも事業者認定の要件のひとつです。賠償責任保険加入状況がわかるように特別約款、特別条項を含んだものの写しを添付してください。（請負業者賠償責任保険及び生産物賠償責任保険に加入していること。）
- (2) 補償額については、原則として対人賠償（1名・1事故・期間中）1億円、対物賠償（1事故・期間中）5,000万円以上が必要です。

5 手数料の納入

- (1) 申請手数料は、次のとおりです。

令和5年4月1日現在

区 分		納付すべき手数料の額		
		認定料等	消費税（10%）	計
新 規 事 業 者 認 定	認定証交付（施工班等1班を含む）	200,000円	20,000円	220,000円
	施工班等1班増につき	50,000円	5,000円	55,000円
定 期 事 業 者 再 認 定	認定証交付（施工班等1班を含む）	100,000円	10,000円	110,000円
	施工班等1班増につき	25,000円	2,500円	27,500円
事 業 者 再 認 定	認定証交付（施工班等1班を含む）	100,000円	10,000円	110,000円
	施工班等1班増につき	50,000円	5,000円	55,000円
適合証明書交付（1工事につき）		5,000円	500円	5,500円
施工済証交付（タンク1基につき）		10,000円	1,000円	11,000円
認定証の再交付（1枚につき）		5,000円	500円	5,500円
携行略証の再交付（1枚につき）		2,000円	200円	2,200円
適合証明書の再交付（1枚につき）		1,000円	100円	1,100円
施工済証の再交付（1枚につき）		2,000円	200円	2,200円

(2) 申請手数料の振込み方法

ア 手数料の振り込みは、金融機関での振り込み又はインターネットバンキングなどを利用して下記の銀行口座に振り込んでください。

◆ゆうちょ銀行(口座記号番号：00150 - 9 - 148915)

ゼロイチキュウ

銀行名：ゆうちょ銀行(9900) 店名：〇一九(019)

預金種目：当座 口座番号：0148915

イッパンザイダンホウジンゼンコクキケンブツアンゼンキョウカイ

名義：一般財団法人全国危険物安全協会

◆三井住友銀行

銀行名：三井住友銀行(0009) 支店名：東京公務部(096)

預金種目：普通 口座番号：3002216

イッパンザイダンホウジンゼンコクキケンブツアンゼンキョウカイ

名義：一般財団法人全国危険物安全協会

イ 手数料の振込後、手数料を振り込んだことを証明できる書類を申請書正本に添付してください。

ウ 手数料の振込に伴う手数料は、申請者の負担となります。

エ 既納の手数料は、原則として返金いたしません。

6 事業者認定の審査

認定は、申請書類に基づき認定委員会で審査し、その全てが適正であると答申された事業者を認定しています。

7 事業者認定申請書の受付

- (1) 申請にあたっては、事前に当協会の事務局に連絡し、内容の確認等を行ってください。
- (2) 認定に要する日数は、書類審査、認定委員会による審議等の関係で相当の時間がかかる場合がありますので、ご了承をお願いします。
- (3) 申請内容によっては、追加資料等の提出を要求する他、認定委員会での説明を求める場合があります。
- (4) 申請内容及びライニング施工実績の調査を行います。

8 審査項目

(1) FRP内面ライニング施工事業者としての要件

ア ライニング施工が安全、かつ、適切に施工できるか評価します。

イ 定款、事業体制等から申請事業者がライニング施工に係る一連の作業工程について施工管理、安全管理についての権限と責任の有無を確認し、評価します。

- ウ 賠償責任保険の加入状況を確認します。
- エ その他、事業所の形態に応じ、必要な事項を評価します。

(2) 施工資機材の保有管理状況

- ア 作業工程毎に、必要な資機材の保有状況及び維持管理状況等を確認し、評価します。
- イ 危険箇所で用いる資機材については、防爆性能の確保等について重点的に確認します。

(3) 施工実施者等

ライニング施工実施者、危険物取扱者、地下タンク等定期点検技術者の資格保有状況及び教育、訓練体制を確認します。

(4) 施工方法及び安全管理について

- ア ライニング施工方法
 - 主として運用基準第1に定められた基準に適合する施工方法がマニュアル化されているか否かについて確認し、評価します。
 - (ア) 施工タンクの健全性の確認方法
 - (イ) 施工タンクの下地処理の方法
 - (ウ) 使用樹脂、補強材についての耐食性
 - (エ) ライニングの成形方法
 - (オ) ライニングの仕上がり確認方法
- イ 安全管理
 - 作業毎に予測される危険の未然防止対策について確認し、評価します。
 - (ア) 環境測定
 - (イ) 使用資機材
 - (ウ) 対応措置

9 認定証等の交付

(1) 認定証の交付

認定委員会で審査の結果、適正と認められた申請事業者を認定事業者として認定し、鋼製地下タンクFRP内面ライニング事業者認定証（以下「認定証」という。）を交付します。（10ページ参照）

(2) 携行略証の交付

認定事業者には、鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工業務を実施している事業所（チーム）等の数に応じ鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工事業者携行略証（以下「携行略証」という。）を交付します。本携行略証はライニング施工を実施する場合に携行し、認定事業者であることを証明するものです。（10ページ参照）

10 認定事業者の責務

認定事業者は、ライニング規則を遵守し、事業者認定申請書において届けられた内容に沿って安全、かつ、的確にライニング施工を実施する為、次のような責務を有しています。

(1) ライニング施工の実施に伴う届出等

ア ライニング施工届

認定事業者は、ライニング施工の依頼を受けて行うこととなった場合には、ライニング施工届に次のア～カまでの書類を添付して事前（7日以上前）に当協会へメールにて届け出なければなりません。

送付先メールアドレス frp@zenkikyo.or.jp

- (ア) 施工実施タンクに係る構造設備明細書・地下タンクの設置図の写し
- (イ) 施工スケジュール
- (ウ) 施工実施施設の案内図（最寄駅からの行き方がわかるもの）
- (エ) 施工作業者一覧表
- (オ) 承認書（ライニング規則様式第20号）
- (カ) 使用FRP材料一覧表

イ 施工現場への立入り調査

当協会の職員は、必要に応じて承認書に基づきライニング施工現場の立入り調査を実施し、施工方法、安全管理体制等の実態調査を実施しますので、関係書類の提示及び施工内容等について説明してください。

ウ ライニング施工完了報告書

認定事業者は内面ライニング工事を完了後、速やかにライニング施工完了報告書に次の(ア)～(ク)までの書類等を添付して提出しなければなりません。

- (ア) 事前調査結果
 - 漏れの点検結果及び漏えい検査管による点検結果
- (イ) 地下タンクの板厚検査結果
- (ウ) 地下タンクの完成前検査の気密検査結果（該当する場合）
- (エ) FRPの膜厚測定結果
- (オ) ピンホールテストの結果
- (カ) 工程ごとの記録写真（施工マニュアルによる）
- (キ) 使用材料の写真
- (ク) ライニング施工の適合評価手数料等の振込みが証明できる書類

※ 例えば、1件の工事でタンク2本のライニング施工を実施した場合の申請手数料は、
5,500円（ライニング適合証明書）+11,000円（ライニング施工済証）×2本=27,500円
となります。

エ 施工内容の施工基準適合評価

当協会は、ライニング施工が認定事業者の定めた「ライニング施工実施規程及

び施工マニュアル」に基づき、運用基準別添1第1の基準を満たしているか否かを審査し、適正に施工されたものに対して「鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工適合証明書（以下「ライニング適合証明書」という。）」及び「FRP内面ライニング施工済証（以下「ライニング施工済証」という。）」を認定事業者宛に交付いたします。（11 ページ参照）

オ ライニング施工済証の貼付

本済証は、施工した地下タンクの通気管等施設の見やすい位置に貼付してください。

(2) その他の届け出に係わる認定事業者の責務

認定事業者は、当協会が定めたライニング規則を遵守しなければなりません。

ア 事業者再認定について

認定事業者は、次に該当する場合は事業者再認定を受けることが必要です。

(ア) 定期再認定

事業者認定又は事業者再認定を受けた日から5年が経過するとき。

(イ) 認定事項変更による再認定

認定申請又は再認定申請の内容を変更しようとするとき。ただし、次のイに定める軽微な変更を行う場合は除きます。

(ロ) 事業者再認定を受けなかった場合、認定は失効となります。

イ 軽微な変更の届出について

認定事業者が次に掲げた変更を行った場合は、ライニング規則様式第3号の「鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工事業者認定事項の軽微な変更届」により変更内容の届出をしなければなりません。

(ア) 事業者名及び代表者名並びに主たる事務所の所在地等を変更した場合

(イ) 施工班等の数の変更（現施工班等の数を超えるものは除く。）

(ロ) ライニング施工者及び危険物取扱者の変更

(ハ) 施工資機材の保有数量の増減（施工方法の変更が無く、減ずる場合は必要数量以下に減らさず、増やす場合は従来の資機材と同一精度のものに限る。）

(ニ) 上記の他、施工業務体制の大幅な変更とならないもの

ウ 認定事業者の報告等について

(ア) 事故報告

認定事業者は、ライニング施工に伴う事故が発生した場合はライニング規則に定める「鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工事故報告書」（ライニング規則様式第12号）により速やかに当協会に報告しなければなりません。

(イ) 廃止届

認定事業者がライニング施工業務を行わなくなった場合は、「廃止届」（ライニング規則様式第15号）に「認定証」及び「携行略証」を添えて当協会に届け出なければなりません。

(3) 事業者認定の取消について

当協会は、認定事業者が次に掲げる事由に該当するに至ったときは事業者認定を取り消すことがあります。

- ア ライニング施工に係わる火災・労働災害等の事故を発生させた場合
- イ 運用基準別添第1に定める知識及び技能を有する者以外の者がライニング施工業務を行った場合、若しくは甲種又は危険物取扱者乙種第4類免状の交付を受けている者の立会いなしにライニング施工業務を行った場合
- ウ その他、認定事業者として不適切な行為を行ったと認めた場合

【 認 定 証 】

	ライニング()第 号
鋼製地下タンク FRP 内面ライニング 事業者認定証	
下記事業者は、一般財団法人全国危険物安全協会鋼製地下タンク FRP 内面ライニング施工事業者認定制度に関する規則に定める確認基準により確認した結果、適正であると認める。 よって認定証を交付する。	
記	
1 住 所	
2 事業者名 (認定種別)	
3 有効期間	
一般財団法人全国危険物安全協会 理 事 長	
	

【 携 行 略 証 】



【ライニング適合証明書】

様式第13号（第17条関係）

ライニング（適）第 号

鋼製地下タンク FRP 内面ライニング施工適合証明書

下記の鋼製地下タンクは、一般財団法人全国危険物安全協会鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工事業者認定制度に関する規則に定める認定事業者が運用基準に示す施工方法に基づき、適正に施工したことを認める。

記

FRP 内面ライニング 施 工 施 設	所 在 地	
	名 称	
	製造所等の別	
FRP 内面ライニング施工方法・樹脂		
FRP 内面ライニング 施 工 者	事 業 所 名	
	代 表 者 職 氏 名	
	認 定 番 号	
	認 定 年 月 日	
FRP 内面ライニング施工完了年月日		
FRP 内面ライニング施工済証 No. No. ~ No.		

年 月 日

一般財団法人全国危険物安全協会

理 事 長



【ライニング施工済証】

FRP内面ライニング 施工済証

NO.

内面ライニング施工者

認 定 番 号

内面ライニング施工日 年 月 日

適応する危険物の種類

一般財団法人 全国危険物安全協会